

結婚移住女性と多文化共生

—震災と離婚という視点から—

嘉 本 伊都子*

北京オリンピック、リーマンショック、オバマ大統領の初当選があった2008年を境に日本における国際結婚、および海外における日本人の国際結婚は転換期を迎えたと考えられる。本稿は、巨大地震と離婚という非日常から、2008年以降の結婚移住女性の変化と日本の「多文化共生」を論じる。国際結婚の動向は、日本社会の課題を先取りした現象として位置づけることができる。総務省は初めて外国籍女性を、高齢者、しうがい者とともに2009年の第3次男女共同参画基本計画に入れた。総務省は各自治体に「多文化共生プラン」を検討するように要請した。その後、2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震が起きる。日本語教室を中心とするセーフティ・ネットが、第3次男女共同参画計画の多文化共生プランとして実施されていた地域は、未曾有の巨大地震後、災害弱者である結婚移住女性を「発見」し、支援することができた。また、離婚については、2013年ついにハーグ関連法案が国会を通過した。人生における非日常である、地震と離婚という視点から、結婚移住女性にとって、さらに日本の「多文化共生」に何が必要なのかを論じたい。

キーワード：結婚移住女性、国際結婚、地震、
多文化共生、離婚、ハーグ条約、
相対的剥奪

* 京都女子大学 教授
大学院 現代社会学部

はじめに

京都女子大学現代社会学部開講科目である国際結婚論の教科書として2008年に『国際結婚論!?』(現代編、歴史編、法律文化社)を上梓した。国際結婚の動向は、この5年間で新たな局面に入っていると考えられる。また、学会や研究会などで、意外にも大学院で学ぶ留学生が現代日本を学ぶテキストとして『国際結婚論!?』を利用していることを知った。特に、近年、留学生として来日した外国籍研究者が出身国の国籍と日本人との国際結婚の研究に、新たな知見を出している。研究科紀要に本稿が掲載されれば、国際結婚研究分野の発展に寄与することにもなるであろう。

2013年12月8日に日本学術会議講堂で開催されたジェンダー部会とエスニシティ部会のジョイント・フォーラム「多文化共生社会の現在と在日外国籍女性」での報告を依頼された。また同年「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、ハーグ条約)に関する法律が日本の国会を通過した。そこで、ハーグ条約締結を視野に入れた研究成果¹⁾をふまえて、差別や偏見が露呈しやすい地震と離婚という〈非日常〉的なイベントから、結婚移住女性が直面する問題に焦点をあてて報告をおこなった。結婚移住女性というキイ・ワードを使用することで、日本の外国籍女性のみならず海外の日本人女性がともに抱える問題を明確にすることができます。

まず、2000年代以降の結婚移住女性の新たな動きを、いくつかの統計資料を用いて確認する。次に地震大国日本では、多文化共生政

策が大きな地震とともに進んできたことを概観する。地震も離婚も移動をともなう場合がある。相対的剥奪感は、余所者の移動により顕在化し、多文化共生を妨げる。在日外国籍女性と日本国籍女性の双方にとってジェンダーとエスニシティの共生とは何か、について考えたい。

I. 結婚移住女性の統計からみる現状

1. 結婚移住女性と多文化共生

国際結婚の外国籍配偶者は、marriage migrantと表現されるが、邦文の学術論文等では近年「結婚移住女性」と表記されるようになった。『ムラの国際結婚再考』(2011)の著者武田里子は、農村花嫁という言葉は、受け入れる側から彼女たちを眼差す歴史的社会的現象であるとする。2013年の『現代思想』に執筆した「震災以後の『農村花嫁』」では、ライフコースの途上で「今は日本にいる」女性たちの居住選択の感覚を尊重して「結婚移住女性」(武田、2013:221)とすると述べている。つまり、日本在住の結婚移住女性は「今は日本にいる」が、「今後も日本にいる」かどうかわからない。多文化共生が進めば、「今後も日本にいる」国へとなるのだろうか。

1990年ごろから進行するグローバリゼーションは、ヒト、モノ、カネの移動を加速し、再生産労働の国際移動という現象をもたらした。結婚移住女性も、再生産労働の国際移動に含まれる。ライフスタイル移民としてよりよい生活を目指す移住は、一ヵ所とは限らない。移住先の社会が差別と偏見にみちている

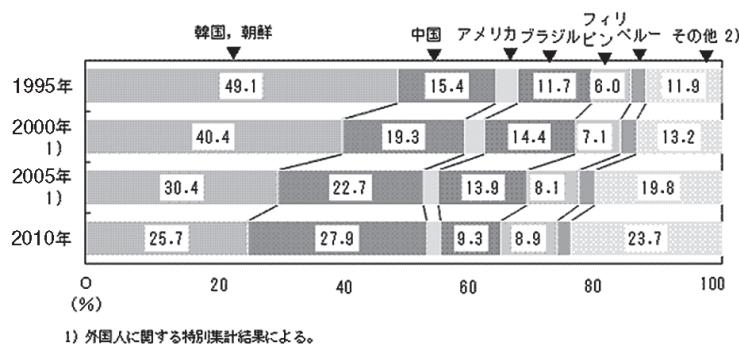
「生きににくい国」であるならば、次の「より生きやすい国」を目指せばいい。つまり、結婚移住女性の動向は、移住先として選ばれる国が「生きやすい国」なのかどうかの指標でもある。日本政府は、相変わらず、日本にとって役に立つ高度人材のみを「おもてなし」しようとしている。外国籍であれ、日本籍であれ、移住、移動というモビリティの能力、アビリティが高い人材は、永住を強制することが共生だとする社会からは、次の移住先へと移動する。その移動は必ずしも一方向ではなく、ライフ・ステージごとにベクトルを変化させ、還流することもある。

2. 日本国内の結婚移住女性数の変遷

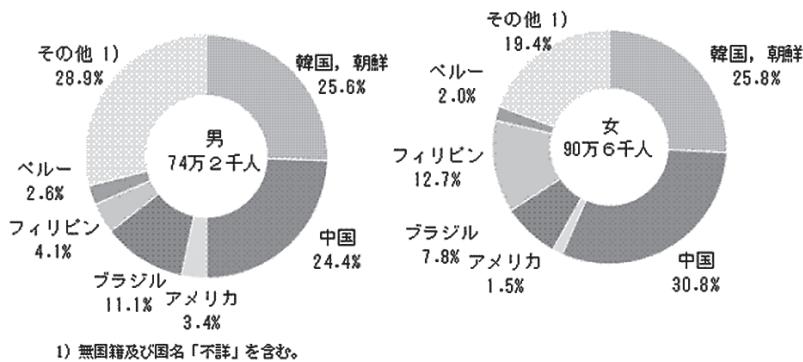
5年に1度行われる国勢調査から、外国人人口の割合の推移を確認する。図表1「国籍別外国人人口の割合の推移（全国）1995～2010年」によれば、1995年から、いわゆる在日コリアンを含む「韓国・朝鮮」籍が一貫して減少している。ついに2010年の国勢調査では半減し1/4が「韓国・朝鮮」籍で、中国籍

が27.9%を占めるにいたった。2005年度の35万人から2010年には46万人と11万人も中国籍は増加している。フィリピン籍は上記の5年間で2万人に増加しているが、「韓国・朝鮮」籍は5万人減、ブラジル籍は6万人減と、中国籍の増加分はこれら2カ国の減と相殺される。

「韓国・朝鮮」籍の減少は、特別永住者、いわゆる在日の減少が大きいと考えられる。また、ブラジル籍の減少は、2008年のいわゆるリーマン・ショックの影響を抜きには考えられない。翌2009年に厚生労働省が日系人を対象に行った「帰国支援事業」において「3年間は日系人として（定住資格を持って）再入国できない」という条件で1年間帰国支援を行った。ブラジル国籍が13.9%から4.6ポイント減少し9.3%（15万人）となった。40万人以上の「韓国・朝鮮」籍、中国籍と、14～15万人規模のフィリピン籍、ブラジル籍で、外国籍の7割を占める。だが、日系ブラジル人に賦与される「日本人の配偶者等」という在留資格の新規入国（図表6）は、

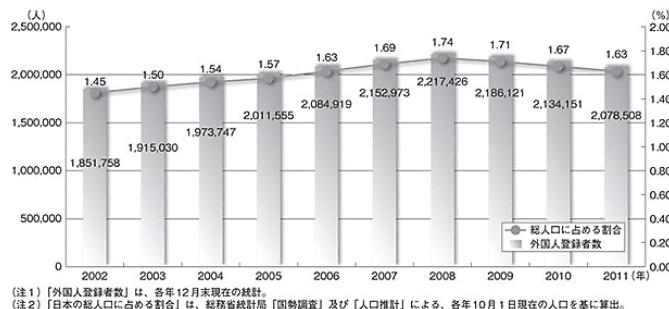


図表1 国籍別外国人人口の割合の推移—全国（1995年～2010年）



出典：図表1 & 2 総務省統計局ホームページ「平成22年国勢調査からわかったこと」
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/wakatta.htm#jump1>

図表2 国籍、男女別外国人人口の割合—全国



出典：外務省ホームページ『外交青書 2013』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2013/html/chapter4/chapter4_01_01.html

図表3 総人口に占める外国籍の割合

2008年ではなく2000年代に入って一貫して減少していた。

2010年の国勢調査である図表2「国籍、男女別外国人人口の割合（全国）」によると、在日コリアンとニューカマーコリアンを含む「韓国・朝鮮」籍が男女とも4分の1を占める。外国籍女性に注目すると、中国籍が「韓国・朝鮮」籍を5ポイント上回る30.8%を占めている。次にフィリピン籍が12.7%と、同国籍の男性が4.1%しか示さない点では、男女の非対称性が著しい。これは結婚移住女性

のなかでフィリピン女性の占める割合が高いという日本の特徴でもある。

図表3「総人口に占める外国籍の割合」は北京オリンピックのあった2008年の1.74%をピークに減少をしており、2011年で1.63%である。2013年の『外交青書』は、この図表を示しながら「震災の影響もあって、日本に長期滞在し、日本の活力となるような外国人の日本離れが懸念されている。今後は、少子高齢化や人口減少が進行しつつある日本の活力となるべき人材を国内外を問わず確保してい

くことが一層重要になっている」(『外交青書』2014; 221)と危惧をしている。

しかし、日本の活力であり、新たな再生産労働の担い手でもある外国人女性配偶者も同様に減少している。図表4「日本における国際結婚の推移」によれば、日本人男性と外国人女性の国際結婚は2006年の35,993件をピークに2012年では17,198件と半減する勢いである。減少傾向は日本人女性と外国人男性の国際結婚にもみられる。2006年8,708件をピークに、2012年では6,459件と2,249件減少している。つまり、2008年前後は我が国における外国人の動向の転換点である可能性が高い。

国際結婚の定義を筆者は、近代国民国家である日本の国籍と外国籍を有する者どうしの婚姻と位置づけている。だが、外国籍といった場合、日本で数世代に渡って定住しているいわゆる「在日」が含まれることになる。一方で、日本に帰化した場合は、日本国籍ではあるが、同じ問題を抱えても不可視化してし

まう。日本政府の統計は、歴史を反映した「韓国・朝鮮」という記号が国籍欄にあらわれる。この「韓国・朝鮮」籍には、オールドカマーもニューカマーも含まれる。また、「中国」籍に、一般的には中国すなわち中華人民共和国のニューカマー、台湾すなわち中華民国出身者も、オールドカマーであり戦前から定住している華僑とニューカマーが含まれるという政治的な問題が含まれる。

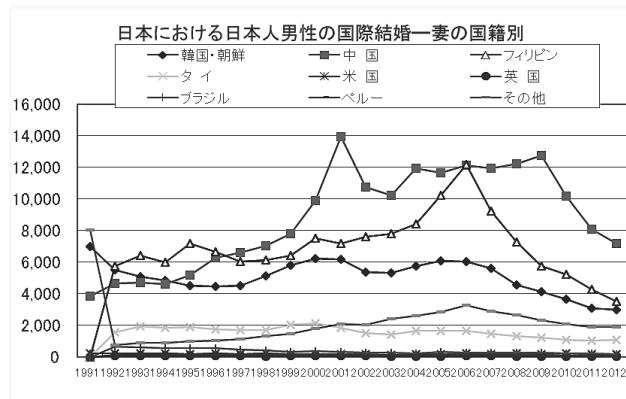
また、ブラジル籍、ペルー籍には、1990年の「出入国管理及び難民認定法」(以下、入管法)改正により導入された日系人の労働力としての移動が含まれる。「日本人の配偶者等」という在留資格や、「定住者」には、国際結婚ではない移住があるので注意が必要だ。

図表4「日本における国際結婚の推移」からわかるように、バブル期に急増した日本人男性の国際結婚は、平成不況期に停滞するが、1997年のアジア通貨危機以降、再び上昇傾向にあった。しかし、2008年前後に減少局面に



出典：『人口動態統計』より作成

図表4 日本における国際結婚の推移（1965-2012）



出典：『人口動態統計』より作成

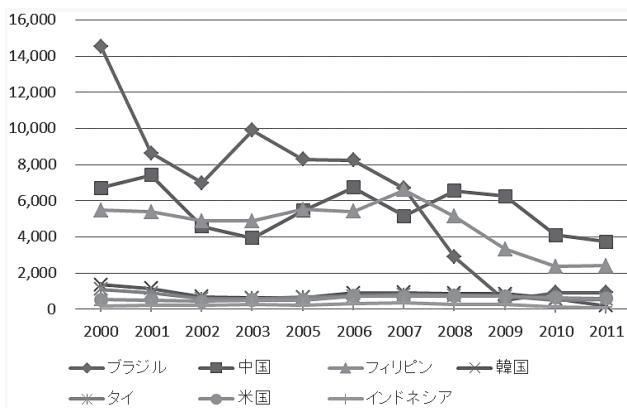
図表5 日本における日本人男性の国際結婚一妻の国籍別

入ったと考えられる。図表5「日本における日本人男性の国際結婚一妻の国籍別」によると、1990年は「韓国・朝鮮」籍の女性が45%を占めている。在日コリアンが含まれるため、この傾向は戦後一貫していた。しかし、翌年には「その他」に追い越された。それはフィリピン国籍女性の増加が主な要因であった。

97年には中国籍がフィリピン籍を追い越し、2000年代に入るとますます日本人男性と婚姻する外国籍配偶者のなかで中国籍女性のプレゼンスは高まった。しかし、2008年の北京オリンピックが終わると減少傾向が続いている。中国籍女性との婚姻は、ピークである2001年の13,936件から2012年の7,166件と減少している。北京オリンピックの翌年の2002年からこの3年間で、5,567件の減少である。フィリピン籍については、後述するように「興行」ビザの審査の厳格化が2005年から行われたため、一時的な「日本人の配偶者等」への駆け込み需要とも言うべき増加をみせた。しかし

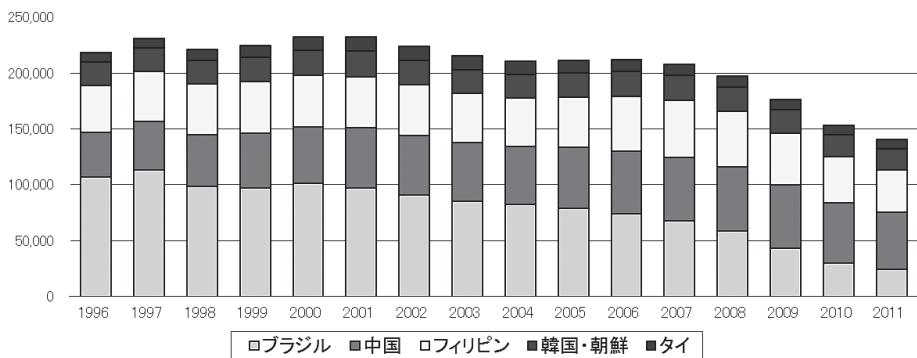
その後減少しつづけ、平成不況期の1990年代でも年間6千件前後あった日本人男性とフィリピン人女性の結婚が、2012年では3,517件と減少している。「その他」の国々からの結婚移住女性も2006年をピークに減少している。

図表6「日本人の配偶者等 新規入国」の外国人をみても、2007年に22,421人が新規の「日本人の配偶者」ビザで入国しているが、2011年には10,766人と半減している。ブラジル国籍のうち日系二世はこの在留資格で入国可能であるが、リーマン・ショックよりもはやく2000年をピークに減少していたことがわかる。二世の高齢化、世代交代がこの背後にはある。その結果、同資格での外国人登録者数の推移（図表7）は、ブラジル籍の減少が目立つ。ブラジル国籍の他に中国籍、フィリピン国籍とも、2008年以降の減少傾向は見て取れる。以上が日本国内における結婚移住女性の日本における趨勢である。



出典：『出入国管理』より作成

図表6 「日本人の配偶者等」新規入国



出典：『出入国管理』より作成

図表7 「日本人の配偶者等」の外国人登録者数の推移

3. グローバリゼーションと再生産労働の国際移動

日本がバブル景気となった1980年代半ばに施行された男女雇用機会均等法以降、東西冷戦の終焉、グローバリゼーションの進行、ネオリベといわれる新自由主義とともにに行われた様々な規制緩和、そしてITの技術革新は、モノ、ヒト、カネの流れを加速させた。再生産労働の移動の一つでもある国際結婚の研究は、近年飛躍的に研究成果がでている。

上野千鶴子によれば、新自由主義（ネオリベ）と新保守主義（ネオコン）が、結託した結果、男女共同参画といいつつパート就労や非正規労働を拡大し、女性をより弱い立場への固定化をもたらしたという（上野、2013）。「総合職も、一般職も、派遣社員も、なぜつらい？」と上野の本の帯（上野、2013）に書かれている問は「男女格差」を示している。ここに外国籍既婚女性が加わるとジェンダーにエスニシティ問題が絡む。

欧米では、稼ぐことのできる、能力のある女性は、家事労働や育児など再生産労働の一部を外部化し、移民女性が引き受けるという現象が起こった。フィリピン人女性を論じた、ラッセル・パレニヤスの著作のタイトルが『グローバリゼーションの使人』(2001)であることからもわかるように、越境するサーバント（使人）と、外国籍男性の妻との違いこそあれ、越境先の家族に再生産労働を提供していることには変わりがない。

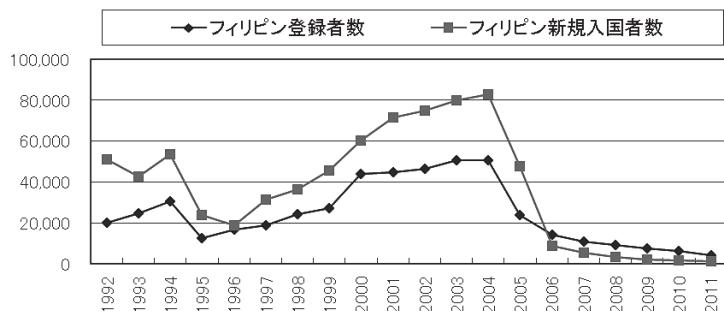
日本政府が、外国籍女性に許可する在留資格として積極的に認めてきたのは「興行」ビザである。しかし、「興行」ビザも2005年から審査が厳しくなった。その背景には、2003年の国際的な組織犯罪防止に関する国際連合条約（略称「国際組織犯罪防止条約」）を補完する「人身取引禁止議定書」を批准する必要があり、刑法の「人身取引罪」創設により風俗営業法、旅券法、入管法などの関連法も改正されるにいたったのである。特に「興行」ビザは、アメリカの国務省人身売買監視対策室が出している『人身売買報告書』("Trafficking in Persons Report")²⁾ 2004年版に、日本は「第2階層監視リスト」として掲載されるにいたった一因でもある。その中で興行ビザは人身売買の温床となっているにもかかわらず、日本政府は人身売買（トラフィッキング）を野放しにしていると指摘された。

日本政府は2004年12月7日に「人身取引対策行動計画」を出し、「人身取引に関する関係省庁連絡会議」を通して、各省庁は具体的

に取り組みを行った。「人身売買」ではなく「人身取引」とトーンを和らげているところは、日本政府のこの問題への認識の甘さを象徴している。法務省も「興行」ビザで上陸しようとする外国人について、審査を厳格化した結果、図表8「興行ビザによる登録者数と新規入国者数の推移」からもわかるように、フィリピン国籍の新規入国者数は2004年の8万人から、2011年1,400人へと激減している。この減少は、フィリピン国籍女性と日本人男性の国際結婚の減少にも連動している。

人身取引と国際結婚のなかでも偽装結婚と呼ばれる「親密な関係性」は、真の結婚と虚偽の結婚をどの様に区別し、一方を合法、もう一方を犯罪とするのかという問題をつきつける。偽装結婚への取り締まりも、興行ビザの厳格化と同時に行われているのではないかと考えられる。

2009年に成立していた入管法改正は、完全実施まで2012年7月9日と、実に3年の年月を要している。このタイムラグについて鄭暎惠は、2013年12月のシンポジウムにおいて、在留資格によって施行期日が異なることから、ニューカマーと特別永住者との分断をはかり、後者の反対運動を抑えるのが目的ではないかと述べている。さらに、入管法施行後、真夏の炎天下、ベビー・カーや子どもを抱えて品川の入管に長蛇の列を作らざるを得なかつた結婚移住女性に対する非人道的ともいえる「お役所仕事」の実態を報告した。「日本政府に向かって文句を言えるのは、在日だけ。だから言い続ける。」と鄭暎惠は覚悟を決めて



出典：『出入国管理』より作成

図表8 「興行」ビザ登録者数と新規入国者数の推移

いる。サンフランシスコ講和条約によって大日本帝国臣民であった日本国籍を剥奪された経験をもつ在日の子孫だからこそ、いつ剥奪されるかわからない在留資格におびえながら暮らしている。日本生まれ、日本育ちの彼女ですら、精神的に調子が悪いときがあるという。結婚移住女性の不安は、察するにあまりある。多文化共生とはほど遠い「お役所文化」強制の国の実態をI.O.C.が知っていれば東京へオリンピックが招致されることもなかつたであろう。

鄭暎惠はこの入管法改正のもつ意味を日本人が外国人並みに管理される布石の一つだとみている。それは、外国人登録法が今回廃止され、正規の資格をもって滞在する外国人には住民基本台帳法が適用されるためである。ICチップ入りのカードの交付は、外国人から〈社会実験〉として始まり、日本人への適用拡大によって中央管理システムが完成するという見立てである。山下祐介は東日本大震災を「広域システム災害」（山下、2013）と位置づけ論じているが、外国人、日本人とも

に広域システム管理に入ることは、災害に際しては脆弱な〈つながり〉を「共生」することになる。

家事労働を外国人女性に外部化する再生産労働関連資格は、外交員の家事使用人に認められる「特定活動」という特別なものを除くと、「日本人の配偶者等」しか日本政府は許可してこなかった。介護・看護という再生産労働を外部化する資格をようやく、日本政府が認めた。しかし、日本は、アジアのなかでも後発国である。既にシンガポールや香港は、40年以上前から外国人家事労働者を受け入れ、1990年代に台湾も受け入れている。日本は、経済協力協定（EPA）により、看護師・介護士候補生を2008年にインドネシアから、翌年にフィリピンから受け入れている。しかし、年々来日する候補生の数は減少している。インドネシアからは2009年度の362人をピークに翌年は116人に減少、2013年度は156人が来日している³⁾。フィリピン人については2009年には310人が来日したが、2013年度は150人といずれも半減している。

2007年に当時日本の厚生労働大臣は、「女性は子を産む機械」であると発言し、物議を醸した。今回の入管法改正でも、日本人女性であろうと外国人女性であろうと「女性は子を産む機械」としかとらえていないことは明確だ。東京へオリンピック誘致に成功した言葉である「お・も・て・な・し」によって短期在留の外国人は増えるかもしれない。しかし、「お・も・い・や・り」のない国への長期在留外国人数はさらに減少するであろう。

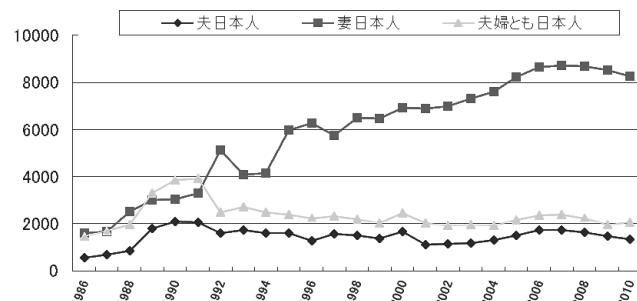
4. 海外における日本人結婚移住女性

「追いつめられても手をとりあえない女たちへ」ネオリベ時代を生き抜くための指南書『女たちのサバイバル作戦』は、衝撃のラストだった。上野千鶴子は最近若い人たちに「明日の日本を担っていくのはあなたたちです」と言うのをやめたとある。さらに「日本が泥舟なら、さとい小動物がまっさきに舟から逃げ出すように、あなたがたも逃げたらよい」(上野、2013:341)つまり、サステイナブルではない日本から、サバイバルのために

脱出せよと、女性たちへアドバイスしている。上野の問いは「男女雇用機会均等法から30年、フェミニズムは日本を変えることができたのか?」という問い合わせから発している。

だが、上野が「逃げたらよい」と指南する20年も前から、日本人女性の海外への流出は始まっている。図表9「海外における日本人の結婚」によると、バブル経済が崩壊した1991年以降、日本人女性の国際結婚が顕著に増えていることがわかる。バブル崩壊直前には約3,000件であった海外における日本人女性の国際結婚はバブル崩壊後増加を続け、ここ20年近くで2.8倍増加した。在外邦人の数において永住の意志がある日本人は男性が約15万、女性は約25万(2012年10月1日現在)⁴⁾とおよそ10万人も女性のほうが多い。

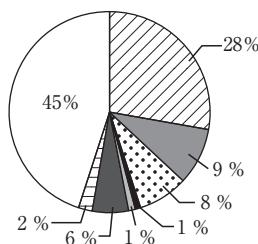
1990年は前年の合計特殊出生率が1.58を記録した1966年(丙午)を下回り、1.57ショックと言われた。1992年の育児休業法など、矢継ぎ早にエンゼルプラン(1994年)、子どもの権利条約批准(1994年)、男女共同参画基本法、改正男女雇用均等法、改正育児・介護



出典:『人口動態統計』(厚生労働省大臣官房統計情報部 保管表)より作成

図表9 海外における日本人の結婚

□アメリカ ■韓国 □中国 ■フィリピン ■タイ ■英國 □ブラジル □その他



出典：政府統計の総合窓口 2013年12月5日閲覧『人口動態統計』（保管表）より作成

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001112813&requestSender=estat

図表10 海外における日本人女性の国際結婚 夫の国籍別割合（2012年）

休業法、児童買春・児童ポルノ禁止法（1999年）など、ジェンダー・バランスや子どもに関する法律や制度ができる。だが、日本人女性の流出は続いた。かわりにほぼ同時期にアジアから外国籍女性が日本人男性の配偶者として日本へ流入していた。

外国人女性も在留資格に関わらず保護の対象となった改正DV（配偶者暴力）防止法が施行された2004年には、厚生労働省がいわゆる『母子家庭白書』を出した。

国勢調査によると、生涯未婚率は、1990年代から男女とも急激に増加している。男性は1990年から2010年の間に、5.6%から18.9%と、13.3ポイント増加、同期間女性は、4.3%から9.7%と5.4ポイント増加している。つまり、2010年国勢調査では男性は5人に1人、女性は10人に1人が生涯独身である確率が高いという結果になっている。

「泥舟日本」から逃げ出して、海外で結婚する件数が増えれば増えるほど、その婚姻が破綻する件数も増加したと考えられる。2012

年の図表10「海外における日本人女性の国際結婚 夫の国籍別割合」をみると、28%を米国が占める。45%の「その他」の国には、日本政府にハーグ条約を結ぶよう圧力をかけ続けてきた、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、英国、フランス、スペインなどが含まれる。1992年から国際結婚に関する統計は、韓国・朝鮮、米国、中国、その他という4分類から現在の分類へと変わったが、これらは日本人男性の配偶者となる外国籍女性の出身地別に統計が示され、それが日本人女性の配偶者である外国籍男性の国籍分類にも反映されるという、日本人男性優先的な統計分類である。

明治時代にできた国際結婚に関する法律は、日本人女性が外国人男性に嫁げば「日本人タルノ分限」を失った。つまり、海外へ結婚して移住する日本人女性に対する無関心がここにも見てとれる。それは、ハーグ条約を日本政府が長期間にわたって締結してこなかった理由の一つとも解釈できる。

グローバル化による女性の移動は、再生産労働の移動でもある。結婚移住女性の移動は、アジア諸国から日本への移住だけでなく、日本というアジアからまた別の国へと越境している。さらに子の教育や離別を契機に、複数の箇所を還流している。つまり、還流する女性たち（外国人も日本人も含む）に、より長く滞在してもらうにはどうしたらいいかという視点で日本政府は政策を考え直さなければならぬ時期に来ている。2012年に完成した入管法改正は時代に逆行しているといえよう。

II. 地震と多文化共生

1. 地震と多文化共生

日本は、多文化共生政策が、巨大地震とともに進化してきたというおそらく世界でも類例をみない国であろう。震災は、国籍を問わない。一時的に、助け合い〈災害ユートピア〉（ソルニット、2009=2010）と呼ばれる現象が起こる。

鈴木江理子は、「東日本大震災が問う多文化社会・日本」（駒井洋監修・鈴木江理子編著 2012『移民・ディアスボラ研究2 東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店）のなかで、震災と多文化共生についてまとめている。3つの壁⁵⁾、「心の壁」、「言語の壁」、「制度の壁」について言及している。最初に1923年の関東大震災での朝鮮人の虐殺にふれ、「心の壁」があることを露呈させた。1995年の阪神・淡路大震災では「言葉の壁」が、被災者にとって大きな障害になることがわかった。この震災で明らかとなったグローバル時代の

地域住民の多様性は、自治体や国際交流協会において多言語での情報発信の必要性を改めて認識させたのである。他言語によるコミュニティ放送局としてFMわいわいが設立され、平常時から「言葉の壁」を取り除く動きが広がった。

また、多文化共生センターが東京、京都、兵庫、広島などに設立、2000年に特定営利法人となった。阪神・淡路大震災はボランティア元年ともされたが、NPOと行政の協力・協働が言われ始めたのもこのころである。翌1996年には「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」第1回全国フォーラムが福岡で開催された。NPOで市民活動をする人々、この問題に関心がある研究者、弁護士、実務家などが情報交換だけでなくプロジェクトを組んでより問題を共有するようになった。それ以前にも全国の支援団体が活動していたが、この震災をきっかけに、日本の草の根の多文化共生は、巨大なネットワークを形成するにいたった。

新潟県中越地震（2004年）、新潟県中越沖地震（2007年）が起り、日本列島は確実に地震活動期に入った。阪神・淡路大震災から10年後、総務省が2006年「地域における多文化共生推進プラン」を作り、自治体へ多文化共生施策を促す通知を行った。2007年の『多文化共生の推進に関する研究会報告書』（総務省）の第1章は「防災ネットワークのあり方」、第2章が「外国人住民への行政サービス的確な提供のあり方」であり、地震国日本ならではの多文化共生推進プランといえよう。

2000年の介護保険法成立は、減少する生産労働人口、退職期が射程にはいった団塊の世代の高齢化に対応するための生産労働・再生産労働の確保がもはや待ったなしの状態となつたことをものがたる。2004年には日本経済団体連合会が「外国人受け入れ問題に関する提言」を発表した。生産労働の確保と、ケア労働の一部を経済連携協力協定によって導入していくことも検討され始めた。

2011年の東日本大震災では、広範囲におよんで津波の被害を受けた。津波の映像は連日テレビ画面を通して可視化され、我々の脳裏に焼きついている。一方で、放射能による汚染と同様に目に見えにくい人口減少という大きな津波は、日本列島全体を今や飲み込んでいっている。

2. 〈つながる〉契機・〈分断〉の契機

総務省の2006年3月『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』において定義されている地域における多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省、報告書；5)である。この「対等な関係」をキィ・ワードに鈴木江理子は、2011年の東日本大震災の支援のあり方にみられた多文化共生について述べている。それは阪神・淡路大震災と比較すると定住外国人による支援が盛んになったということである。それは、彼等にとって「対等な関係ではない

日常があるからこそ、支援活動を行うことによって対等な関係で社会に参加することを望む」(鈴木、2013：27)行動の現れとしての支援だったということである。

地震や津波の被災は、国籍を選ばない。だが、災害弱者の「発見」は、〈つながり〉があるかどうかで、濃淡がでてくる。自治体と住民の〈つながり〉が、保たれていた地域ほど、「発見」と他地域からの協動が可能であった。特に、結婚移住女性にとって、連結点となったのは地域の日本語教室であった。だが、李善姫によれば、東北のなかでは外国人が多い宮城県でも、仙台市以外の34市町村の中で日本語教室が開設されているのは、13カ所だという(李、2011：75)。定住外国人の「言葉の壁」は、全く解消されていない。ましてや、結婚移住女性が、自分の子どもたちに、母国の文化や言葉を継承していこうとするとさらに困難な状況にある。

山形で自治体主導の「農村花嫁」をフィリピンから最初に迎え入れたのは、1985年であった。その後、仲介業者が入る「仲介型国際結婚」が主流となり、韓国や中国から結婚移住女性が東北へ流入した。あれから、20年以上の歳月が流れているが、韓国や中国出身者が自助組織を形成することは希だという。李善姫はなぜ韓国や中国出身者が同じ国の結婚移住女性同士で自助グループを作ることができないのかについて、考察している。一つは、それぞれの結婚移住女性は、ステレオタイプ化されている結婚移住者へのイメージから逃れるため、他の女性と「差異化」してい

る点にあるという。その「差異化」は、自分自身を同じエスニック・グループから引き離して、日本人の中に位置づける「戦略的不可視化」として現れているという（李、2012a；35）。李の考察が興味深いのは、彼女たちの「仲介型国際結婚」は、他のディアスピラと異なり、「より良い条件の男性に選ばれるために、女性たちは無意識の中に競争を強いられる」（李、2012a；36）点である。また、夫に依存しないで賃金収入を得ようとすると、エスニック・ビジネスを展開せざるを得ないが、それがまた、女性たちを競合関係におく。差異化と戦略的不可視化の結果、ますます自助グループの形成を困難なものにする一方で、「トランスナショナル・アイデンティティ」を強化させる。このトランスナショナル・アイデンティティは結婚移住女性が「今後も日本にいる」かどうかは、わからないことを前提に、母国と定住先、もしくは仕事の関係で定住先とは別の地域を絶えず還流することによって形成されていく。

前述の学術フォーラムのパネリストの1人であった宮城県国際化協会の次長兼企画課長である大村昌枝は、東北のように、外国人が分散、散在しているエリアでの多文化共生の在り方を東北型多文化共生と呼んでいる。田舎ゆえに、結婚移住女性は、その地域の人にはその存在がわかっている。だが、山下祐介が広域システムと呼ぶ中央集権化が進んだ今日、行政が把握しようとしたとき、市町村合併による大きな市への統合は、どこに、外国籍の女性がいるかをわかりにくくした。しか

し、地域に入り込んで日本語支援などを行ってきた、フェース・トゥ・フェースの関係性がある地域では、日本人も外国人も同じ被災を経験しながら、携帯電話を頼りに、所在確認を行えたという。インターネットへのアクセスについては、結婚移住女性は、〈つながり〉にくく、携帯電話が重要であったという指摘もあった。IT技術の発展とともに、複数のつながるディバイスを常に考えることが必要だろう。

多くの定住外国人たちがボランティア活動や支援活動にも加わった。大村によると、あるエスニシティが、特定のエスニシティだけを支援することは、摩擦を起こす。よって、地域の外国籍リーダーにつなぎ、エスニシティに関係なく、支援の分配を行うよう心掛けたという。このような経験の積み重ねと、継承が重要であることは言うまでもない。震災前にすでに、宮城、福島、岩手の国際化協会との〈つながり〉はあったそうであるが、今回はそのすべての県が被災した。この経験を踏まえ、山形とも〈つながり〉を形成したという。だが、予算の削減により、非正規の職員が増え、継続していくことの不安が示された。被災地だけでなく、自治体の予算が逼迫する中で、公助としての多文化共生予算が削られている。

大村が最後に紹介したスライドには、自らも被災者である中国籍結婚移住女性が、老齢の日本人女性を負ぶって、瓦礫の中を歩く姿の写真であった。「働く」人口が減り続けるという津波の中で、「働く」のは、結婚

移住女性だったという「発見」がある。舅姑も老齢化し、10歳は年上であることが多い日本人夫が退職期を迎えると、40代、50代の元外国籍花嫁である結婚移住者たちが、その家族の稼ぎ手であることもある。東北地方が外国籍女性配偶者を受け入れてから四半世紀、〈つながり〉を形成できるアビリティをもつ主体が、モビリティの高い結婚移住女性に移行している。

一方で、定住外国人の支援が、それまで形成されていた地域の支援者と結婚移住女性の〈つながり〉を、〈分断〉しているという声もある。同一エスニシティの自助グループが育たない「仲介型国際結婚」が多い東北の地に、定住外国人の支援が入ることによって、別の形の自助組織が発生し、継続可能なものになるのか今後注視する必要があるだろう。

3. 制度の壁

鈴木江利子のいう「制度の壁」は、外国人の声を届ける制度であるという。民主党のマニフェストには外国人の地方参政権が含まれていたが、民主党に政権が交代しても何も変化はなかった。それどころか、高校無償化から朝鮮学校を除外し、拉致問題解決を旗印の一つとする安倍総理大臣の自民党政権下でヘイト・スピーチが吹き荒れる。自民党も朝鮮学校への高校無償化を適用しなかった。日本生まれ、日本育ちの4世、5世に対しても日本政府は声を聞く気などない。特別永住者の子孫ですら「多文化共生」からほど遠い「制度の壁」が頑強にある。在日コリアンの大半

は日本語しか話せない。日本においては、どんなに「言葉の壁」が乗り越えられたとしても、「心の壁」はいまだ放置され、地方参政権すら認めていないという「制度の壁」がある。

日本人女性にとっても、日本で外国人の夫の子を出産したとしても、我が子には日本国籍を継承できない状態が1985年まで続いた。明治時代に初めてできた国際結婚に関する法律は、外国人男性に嫁入りした場合、日本人妻は「日本人タルノ分限」を失った。嫁は夫の所有物であるという感覚、あるいは明治民法に規定された「妻は無能力」という日本人既婚女性への処遇は、男女平等憲法制定後40年近く経ても放置されたままであった。

ハーグ条約問題が、近年まで放置されてきた理由と根幹は同じであろう。国際結婚の破綻により、子どもを連れ帰る日本人女性の問題として日本のマスコミでは報じた。だが、世間的関心は薄い。海外にまで異国の男性に嫁いだ日本人女性の「声」、ましてやそのような日本人女性の元夫である外国人男性の「声」に、耳を傾ける姿勢など日本社会はない。日本はG8の中で唯一ハーグ条約に批准しない国でありつけた。海外へ移住した日本人結婚移住女性の声、その夫であった外国人男性の声、さらに次章では、非常時に差別や偏見が表出しやすいとするならば、離婚という非常時に露呈する「壁」について考察する。

III. 離婚と結婚移住女性

1. インターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラム

2012年夏、米国国務省が主催するインターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラム（IVLP）に参加した。この夏のIVLPは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」、すなわちハーグ条約に関するものであった。プログラム期間は2012年8月20日から9月7日で、訪問先はワシントンDC、バルティモア、シアトル、ロスアンジェルス、サンフランシスコ、ミネソタという大移動であった。筆者と弁護士の2名が参加した。ハーグ条約締結国では、中央当局とよばれる機関を設置し、国境を越えた子の連れ去り問題がおきた場合、中央当局に申請することになっている。米国における中央当局は国務省（日本では外務省が担当機関になる予定）である。国務省をはじめ、連邦裁判所、FBI、ロサンゼルス郡家庭裁判所、アメリカ弁護士協会、NPOなど多くの機関を訪問した。事前に訪問先をリクエストしたがほぼ網羅されていた。

ハーグ国際私法会議でハーグ条約ができるのは1980年である。日本は同会議の構成国でありながら、締結してこなかった。2013年9月の時点で、90の国や地域が締結している。アジアで締結している国は、香港・マカオ、シンガポール、タイ、スリランカ、韓国と非常に少ない。しかも、締結している国どうしでしか効力がない。社会学的にみれば、非西洋国とハーグ条約との関係の本質はオリエン

タリズムである。

日本がハーグ条約に締結すると、日本における結婚移住女性も、締結国であるタイや韓国へ夫に了解を得ずに子を連れて帰ると、ハーグ条約によって訴えられる可能性もある。

中国や韓国からの母親は、日本の学校教育が競争社会で生き残るだけの教育を怠っていると考えている人が多い。出身国での過酷な競争教育の現状を知っているからこそ、日本の学校が長期休暇に入ると、出身国の教育機関に子どもを連れて行き教育を受けさせる。同様に、北米で暮らす日本人結婚移住女性たちも、現地の学校が休暇に入ると、日本の学校で学ぶために子どもたちとともに「里帰り」する。その頃の飛行機は、ハーフの子どもたちと日本人女性たちが多い。「里帰り」と「奪取」をどう区別するというのであろうか。ここで問われるのは、一方の親権者に何も告げずに連れ去る、あるいは、告げて「里帰り」したとしても、故意に常居地と呼ばれる家族が暮らしていた国へ帰ろうとしない場合、不法な連れ去り、留置となり、ハーグ条約の対象となる。ハーグ条約は、子の連れ去りが不法であった場合、それまで子どもが暮らしていた常居地と呼ばれる国にいったん返還することのほうが子の利益になるという考えが背後にある。ハーグ条約草案時は父親が国境を越えて連れ去ることを想定していた（Weiner, 2000）。

2005年ごろから欧米各国、特に海外で日本人女性が国際結婚する件数が多い国々（図表10参照）からハーグ条約加盟の要請は強まっ

た。日本ではこの問題は国際結婚の破綻と結びつけられて報道されることが多いが、国際結婚でなくとも、片方の親によって子どもが国境を超えて「奪取」された場合は、このハーグ条約の案件となりうる。

2011年アメリカの複数のマスコミが「100人のアメリカ人の子どもが日本へ連れ去られている」(2011年2月16日 Abc news)⁶⁾などと題して、日本政府がハーグ条約に締結しないのは国家的拉致であると報道した。日本人にとって国際離婚した日本人の母親が子を日本に連れ帰るのはプライベートなことであって、国家的拉致などというのは大げさだと思うかもしれない。だが、米国国務省のキャンベル国務次官補は、北朝鮮による拉致と、日本政府がハーグ条約締結国になる重要性を同列に語った。しかも、訪米していた北朝鮮による拉致被害者家族連絡会のメンバーとの直接会見の場で述べた(朝日新聞、2012年5月8日夕刊)。無論、家族会は不快感を表明した。

北米では、日本人女性による子の拉致を国家として容認しているものとして日本政府はハーグ条約締結を拒んで来たと理解されている。日本へ連れ去られた場合、残されたアメリカ人の親は、なす術がない。なぜなら、日本で裁判を起こしても日本の家庭裁判所はほぼ日本人の母親に親権を認めることがアメリカでも知られているからだ。同志社大学教授コリン・ジョーンズ著『子どもの連れ去り問題　日本の司法が親子を引き裂く』(2011)には、アメリカで弁護士資格をもつ視点から、

いかに日本の司法制度が、特殊であるかが描かれている。

今回の視察でも、日本が、外国人嫌いであり、単独親権を母にしか認めない国だというイメージが形成されつつあることを感じた。ある連邦裁判所の裁判官から、日本人裁判官でハーグ条約に基づき子の返還という決断を下すであろう裁判官は、天皇から勲章を授与するに値するのではないかと言われた。この冗談は、そのようなことはあり得ないかもしれないと危惧していることの現れである。それほどまでに、日本人、日本の家庭裁判所、日本政府というものへの信頼は低下している。

2. 誘拐という〈移動〉

片親の同意を得ない連れ去りは犯罪に問われると、サンフランシスコ日本領事館のHPでは警告している。アメリカのように、州によって家族法が異なる国では、州をまたいだ犯罪はFBIの管轄下となる。離婚率も高い国では、必ず弁護士をつけて離婚手続きに望む。こじれると親による誘拐は多発する。

親による子の拉致は犯罪であり、FBIのホームページ(以下HP)は指名手配犯の顔写真を公開している。「親による誘拐」で掲載されている写真のなかには日本人女性が複数確認でき、誘拐された子どもの写真も被害者として掲載されている⁷⁾。

子どもの誘拐が多いアメリカならではの機関がある。NCMECは、1998年に設立された「行方不明者および搾取された子供たちのためのセンター(National Center for Missing

and Exploited Children)」である。30万件以上の行方不明の子あるいは子どもの性的な搾取に関する情報を収集管理している。行方不明者の捜索のためのホットラインも運営するNPOだが、連邦機関として扱われているユニークな性格の機関である。国内から発信された違法情報は、管轄の州警察・地方警察に連絡される。通報データベースにはFBI、税関局、郵便捜査局もアクセス可能である。

もちろん、移民の多いアメリカでは国外に連れ去られる、あるいは国外から国内へ連れてこられる場合もある。Nationalだけでなく、Internationalなセンターも併設されている(ICMEC)。ただし、国外から発信された違法情報は、当該国の法執行機関に情報提供するが、法律により、ICMECから直接、法執行機関以外の国外ホットラインに情報提供をすることはできないようになっている。

連れ去られた子の情報を、日本の裁判所が求めた場合、ICMECは情報提供できる。しかし、日本人親が、日本へ連れ帰った子の情報を、日本ではどこが把握し、どのように外国に提供するのであろうか？　日本では、このような行方不明者は警察の問題である。N／ICMECは、他の州の警察や外国の法執行機関情報を提供する側でもある。

この機関には多くの企業が協賛をしている。キャノンも、子どもたちの成長につれ、両親や祖父母の写真を参考に加齢を考慮した子どもの写真をつくる技術を提供しているのだそうだ。行方不明になった子どもが発見された場合、陸路はアムトラック（鉄道会社）、グ

レイハウンド（バス）、空路はアメリカン航空が、無料で輸送する協賛企業となっている。日本にこのような機関は存在しない。そもそも、どうやって外国から帰国した日本人とその子の居場所を誰が特定するのであろうか？

国境を超えた誘拐という〈移動〉のコストを誰が負担するのか。ただでさえ結婚移住女性の経済・社会的状況は脆弱である。

3. 連れ去られた親（Left Behind Parent : LBP）と移住日本人女性の「声」

子どもを連れ去られた親は Left behind parents と呼ばれ、以下 LBP と表記する。アメリカのテレビ番組、あるいはインターネットの新聞記事でも報道された LBP（おもにアメリカ人男性）3人に会う機会を得た⁸⁾。100日間にわたるワシントンでのロビー活動、日米の国会議員、上院議員、下院議員などと共に並ぶ写真を示しながら、LBP の複数の団体が日本政府へ圧力をかけるよう米政府に働きかけてきたかを示した。彼等の希望として、この問題をしっかりと日本側に伝えて欲しいということであった。

このグループの中には、アメリカ人夫に連れられた、LBP としての日本人女性もいるという。アメリカでアメリカ人夫と離婚した日本人女性のなかには、子を連れて国外へ逃亡する恐れがあるため、在住の州から許可なく移動しないことを条件に離婚が認められたケースもある。それを熟知していた弁護士のアメリカ人父親が、日本人女性の移動の制限を条件に離婚を成立させ、自らは子を連れ

て日本へ「逃げた」ケースもあるという。その日本人の母親は複数の仕事を掛け持ちしながら、アメリカで働き、子の養育費を払い続けているのだそうだ。その養育費を振り込む銀行口座が唯一子どもとつながる手がかりであり、送金はやめないといるのだという。

彼等のグループは一人も、元日本人妻には暴力をふるったことがないと強調した。なぜ妻が子を連れ去ったかについて質問したが、2人は答えなかった。1人は理由ではなく、経緯を説明してくれた。妻は躁鬱となり、子どもにも危害が及ぶ危険性があったので、離婚した。離婚の際、親権は父親に、共同監護権については母親の病状が思わしくない当初は、父親と母親が9：1の割合で子どもに会っていたが、離婚後病状の回復とともに母親との面会交流の時間を長くした。そのような折母親が父親に無断で連れ去ったと夫は主張した。

子どもを連れ去る際、子のパスポートはどうしたのか。前述のAbcニュースの中で女性記者がマイクを突きつけ同じ質問をしていた。「それはとても簡単だった。紛失したので新しいパスポートを作つてほしいと日本領事館に言つたら再発行してくれた」（原文英語、以下嘉本訳）と答えた。誘拐という認識はあったのかという問い合わせには、「当時、誘拐か死ぬかのどちらかだった」と答えた。死ぬとはどういうことだと言わんばかりの、女性記者に対して「だって、私はロサンゼルスでは生きてはいけない」と答えた。この元日本人妻の言葉を、カナダで離婚経験がある野

口洋美は「よくわかる」といった⁹⁾。野口は「二度結婚には失敗したが、二度離婚には成功した」という。一度目は日本人男性と、二度目はカナダ人男性と離婚をしており、日本とカナダで離婚の経験がある。カナダでの出来事を綴った『離婚駆け込み寺 住職からのメッセージ』（野口、2007）を静岡新聞社から出版している。彼女自身の経験をふまえ、彼女が共感した理由は、「暴力がなくても、何を言っても自分が悪いと攻められ続けると、自分は無能だと思うようになる。理論的に言葉でせめて来る相手に対して、外国語で理論的に自己を主張することには限界がある。ただできれば、日本人は理論的に主張することに慣れていない。理論的に伝えようと思っても、間違った文法や言葉の選び方ではどうしても稚拙にしか聞こえない。自分の思いや意見をうまく表現できないもどかしさ、『常に夫が正しい』という毎日を送る日本人妻の悔しさはよくわかる」とのことであった。「ここでは自分が自分でいられなくなる」と、それが「死ぬことなのだ。

ILVP終了後、1960年代から70年代に国際結婚された方に集まつていただき、ロサンゼルス（以下LA）で2012年9月6日にグループ・ディスカッションをおこなつた¹⁰⁾。そのうち1人はカンザスの緑のない土地で、新婚生活を始めた。アメリカ人の夫も、夫の両親もとてもいい人だったという。だが、ある日「ここでは自分が自分でいられなくなる」と思い、泣き出した。義理の母は黙つて抱いてくれたという。夫に打ち明けると「君

が君でいられるところに移動しよう」と言った。夫は一人息子であるにもかかわらず両親のもとを離れ、LAについて来てくれたという。インターネットの普及していなかった時代、国際結婚をした何人かが集まって、大学の先生を招いて勉強会をするなど、自助グループの立ち上げにもかかわることで、彼女は彼女でいられる場所を取り戻していった。このケースは、夫、その両親とともに円満に暮らしており、離婚問題を抱えなくとも、精神的に追いつめられる可能性を示唆している。

また、グループ・ディスカッション参加者全員が、就労やボランティアすることで社会とのつながりをもっていた。職場を退職すると、日系人の高齢者を介護するボランティアについている人もいた。〈つながる〉ことができているからこそ、こちら側の呼びかけに応じてくれた人たちもある。クリスチャンとして教会で〈つながり〉がある人もいて、異国之地にて生きる精神的なよりどころと、人的〈つながり〉の重要性を確認できた。

LPBのほとんどは、日本語が片言であった。なかには、一度も日本を訪れたことがないという人もいた。何から何まで「日本が悪い」と主張する夫に、日本人女性が「この人に向かって何を言ってもしょうがない」という日本人特有とも思える諦観から黙り込むことも十分に想像できた。

ILVPの通訳を担当されたアメリカ人男性は、日本人妻と2人の娘がいる。「国際結婚をするなら互いの国に7年は暮らすべきだ」と自らの経験をふまえ、意見を述べた。離婚

の危機に直面したとき、「お世話になった両方の親族の顔が浮んで」冷静になれたという。夫婦家族の他に、地域や親族とのネットワーク構築がリスク・ヘッジにつながっている。

4. ハーヴ条約後の〈つながり〉

アメリカでは1980年代ごろから、夫婦は別れても、子にとっては両親であることにかわりなく、子どもの利益を最優先するという考えがひろまり、離婚後も共同で子を育てるという考え方から、父親も子どもへの面会交流が認められるようになった（棚村、棚瀬2007）。ミネソタ州では、離婚した夫婦は全員、Co-parenting educationというプログラムを州の裁判所命令で受けなくてはならないそうだ。つまり、離婚後もいかに共同で「親」として子どもに接していくか、どのように感情をコントロールするか、子どもは親が離婚することによってどのような心理状況になるかを学習させる。実際、面会交流が行われる場所は、離婚後の父親、母親がお互い顔を会わせることなく子どもに面会できるように工夫されていた。

また、DVをした父親であろうと、精神科医やカウンセラーがどのように子どもとふれあっているかを観察しながら面会交流を実現しているという（監視付面会交流プログラムについても棚村前掲論文参照のこと）。

LAの家庭裁判所では、託児所のような施設が内部にあり、どの親に子を引き渡すか、色付きのリストバンドを子と親の手首につけ、親が直接子を連れ去らないように手続きをふ

んで子どもを親とひきあわせていた。

野口洋美によれば、カナダでは共同親権が一般的であり、子どもの大半は母親のもとで暮らすが、少なくとも週に一度は父親に会い、一週間おきの週末に父親の家に泊まる形で父と子の交流を続けるという。そのために母親の居住、移動の自由は制限される。面会スケジュールは、離婚の際に細かく定められ、スケジュール通りの面会交流を母親が拒んだ場合、父親は裁判所を介入させることができる。だが、父親がスケジュールを守らないことが多い。父親の都合に振り回され、その度にスケジュールの変更を余儀なくされる母親も少なくないのだという。

日本では2012年の民法改正で民法820条は「親権を行う者は、子の利益のため子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」となり初めて「子の利益のため」と明文化された。しかし、共同親権には踏み込まなかった。離婚届用紙に「面会交流」と「養育費の分担」についてチェックする欄が設けられたが、チェックしなくても届出は受理される。離婚後の養育費の未払いなどについても、強制力はなく、女性は泣き寝入りせざるを得ない。

男性の育児休業取得率を問題にするなら、同時に、離婚後の父親への面会交流権のあり方も議論すべきであろう。とかく母親との〈つながり〉を美德とする日本社会であるが、実母による子の虐待は増加の一途である。母親、父親、双方を追い込むことなく、子との〈つながり〉を社会全体で議論し、制度化していくなければ、ますます少子高齢社会に拍

車をかける。近年問われているワーク・ライフ・バランスも子との〈つながり〉という視点は不可欠であろう。

IV. 日本における女性の貧困

1. 近代核家族への憧憬と配偶労働率

日本人女性を含め結婚移住女性は、よりよい暮らし、新しいライフスタイルを求めて結婚移住する。その背景には性別役割分業を規範にもつ、あるいはポストコロニアルな良妻賢母という規範をもつ近代核家族への憧憬がある。だが、移住女性たちは、異国地にて、ラッセル・パレニヤスが家父長的核家族(Parreñas, 2001)と呼ぶものに住まうことへのリスクも同時に経験している。

外国において、現地の女性と競合するだけの能力がある女性であれば、夫婦関係が解消された後でも、元夫婦とその子どもたちが、現地において〈つながり〉を保つことも可能であろう。だが、海を越えて断ち切られた〈つながり〉をどのように回復するかという点が、ハーグ条約をめぐる争点の1つであり、オリエンタリズムに拮抗するだけの主体性が問われる点もある。結婚移住女性が、家父長的核家族を異国地で形成する場合、社会・経済的により強いと相対的に考えられる国の男性と、より弱い国出身の女性という組み合わせになりやすい。それが主体的な婚姻行動だとしても、異国地で家族以外と〈つながる〉回路を主体的に形成できるかが、ジェンダーとエスニシティというダブル・マイノリティとして生きていく上では重要になってくる。

結婚移住女性の就労率は、その社会との「つながる」回路があるかを判断する基準になる。2000年、2005年の国勢調査の非公開データを大曲由起子、高谷幸、樋口直人、鍛治致、稲葉奈々子の研究グループが設計し、委託に基づいて独立行政法人統計センターが製表（いわゆるオーダーメード集計によるもの）した一連の研究がある。

大曲らによると、日本に在住する外国籍女性のうち、同国籍夫婦の数を上回っているのは、フィリピン、中国、タイ籍である。中国人女性は多様な資格で在住しているが、同国籍男性と結婚していることも多い。配偶者いる在日中国人女性を全体とする割合でみると、日本人を夫にもつ女性は52.4%であることがわかっている。また、外国籍同士の夫婦が多いブラジル、ペルー籍では就労率が、国際結婚している組み合わせほど下がらないこともわかっている（2000年国勢調査、大曲他、2011a）。

また、2005年の国勢調査では、タイ、フィリピン籍では、同国籍夫婦数より日本籍男性との夫婦の数が10倍以上多く、タイ、中国、フィリピン、韓国・朝鮮籍女性は、就業者率が30%台と低い。またそのうち、中国籍以外は、半数程度が「家事のほか仕事」であり、「主な仕事」は少ない。さらに就業せず「家事」に従事している割合がタイで63.2%、中国、フィリピン、韓国・朝鮮籍が50%台後半となっている（高谷他、2013a：44）。

エスニシティによって、在留資格に偏差があるが、結婚移住女性の就労パターンは、極

めて日本人女性のそれと類似している。よって、大曲らは「夫の国籍が妻の主婦化を規定するというよりは、結婚、出産、子育て終了後の就職回路が、妻の国籍によって違うことによる。M字型カーブは、男性稼ぎ手モデルの日本の労働市場と賃金に構造的に規定されているものであり、そこで働く限りはいずれの国籍の女性もこの構造から逃れることはできない。また彼女たちが参入できる労働市場は非常に限られている。こうした構造的な要因にあわせて、日本人男性が家族の外国籍妻にたいする再生産労働への期待や、外国籍女性自身のミドルクラス家族への欲望が、日本人と結婚した女性の主婦化を後押ししている可能性もある」（大曲他、2011a：21）と述べている。

エスニシティとジェンダーのダブル・マイノリティである結婚移住者たちは、日本人女性と同様の就労パターン、もしくは、より専業主婦化しやすい。離婚後も日本人女性と同様に、就労率は高まるが、生活保護を受けるなど、貧困化しやすいことも、数の上では多数派の日本人女性とあまり変わりがない。

逆に言えば、男性稼ぎ手モデルがもはや通用しない社会へ婚姻移住した場合、松尾寿子が『国際離婚』で示しているように、日本人妻が専業主婦化することを当然視して結婚生活を送っていると、ある日突然、配偶者の実家から「彼女はいったいいつか働き始め、いつになったら、この社会のやり方に従ってくれるの？」（松尾、2005：21）という疑問を突き付けられる。妻の就労意欲が、離婚の

原因になりかねないということでもある¹¹⁾。自分の生まれ育った社会における就労パートナーや、妻、母のあり方を相対化できない場合は、コンフリクトに陥りやすいことを示している。

社会との〈つながり〉がない親密性の高い空間は、DVの温床ともなりやすい。婚姻後の低い就労率、DV、母子家庭という一連の貧困の連鎖は、外国人であろうと日本人であろうと女性の貧困に関して「平等」である。これは近代核家族の当然の帰結である。性別役割分業に基づく近代的な家父長的核家族を異国の中実践することにともなうリスクを教育することがグローバル時代には求められている。なぜなら、就労できない（あるいはしない）状況は、親密性の高い空間から脱出するための資金の供給を困難にするだけでなく、在留資格のために、あるいは自らの生存戦略のために、その状況に我慢する女性たちも少なくないからだ。

2. DVと結婚移住女性

ミドルクラスへの志向性は、近代家族が抱える脆弱性とリンクする。落合恵美子が「家族の戦後体制」（落合、1997）と呼んだ核家族の形成は、地方から都市部への団塊の世代を中心とする移動が、多産多死から少産少死へと人口学的転換を可能にしたことで知られる。アジアの合計特殊出生率の低下は、国内移動にとどまることなく国際移動をともなっており、ミドルクラスのライフスタイルへの憧れは、同国籍での核家族形成と、異国の中

での核家族形成を同時に引き起こすことによって生じているといえよう。

族数も減少し、都市近郊の核家族で育った世代、すなわち団塊のジュニア世代が家族形成期に入っている。しかし、200万人規模という出生数をもつ団塊のジュニア世代は、いわゆる就職氷河期に就職をしなくてはならなかった。非正規労働の増大は、彼らの家族形成を困難なものにしている。就職活動、結婚活動、保育園活動、と常に活動を強いられる世代だ。厚生労働省は合計特殊出生率が1.29まで下がった2004年からいわゆる『母子家庭白書』をだしている。急増する母子家庭世帯は、生活保護世帯の増大であり、生産年齢人口はすでに1996年から減少に転じているが、財政が逼迫するなか、母子家庭に対する対策が本格化したといえよう。だが、この白書の正式タイトルは、『母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告』である。母子家庭になった女性のみ就労支援するというのは、男性稼ぎ手モデルを継続できる母親には就労の支援をしないとでもいっているかのようだ。

非正規就労化が若年層に広がったことは、家族形成を困難なものにするだけでなく、余裕もなく、希望もなく、安定もない家族においては、より弱いものに暴力や虐待が多発する構造的要因にもなる。2000年に配偶者暴力防止法が制定され、2002年の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数はおよそ3万6千件であったが、2012年では9万件近い相談件数となっている。婦人相談所における一時保護件数のうち、夫の暴力を理由で一時保

護される件数は2003年以降年間4千件に上る。2003年のDV法改正により、在留資格を問わず外国籍女性も対象として広げた。2007年の婦人相談所一時保護のうち外国人の主訴で最も多いのが、夫の暴力で、544件中407件であり、75%を占めている¹²⁾。2012年度の「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」によれば、日本語が十分に話せない被害者からの相談件数は、女性からが1,736件、男性からが14件であった。来所した女性は634件であり、うちフィリピンで話されるタガログ語の来所は282件で44%を占める¹³⁾。

高谷幸・稻葉奈々子は、自分や家族の生活をよくしたいという意思をもった積極的な行為者が、相談所に来るときには、なにゆえに、「自分ひとりでは何もできない、と自己の力を否定し、貧困から抜け出すことができなくなっているのだろうか」(移住連貧困プロジェクト編、以下移住連、2011：28)と問題提起している。フィリピン人女性でなくとも、結婚移住女性が陥りがちな「自分が自分でいられなくなる状態」へのプロセスがわかりやすく、説明されている。まとめると、第1に経済的依存にくわえ、国際結婚女性は、法的にも夫に依存せざるを得ない仕組みであること。第2に、女性の日本語が不十分なことも、夫や日本人の助けなしには、自分には何にもできないと思いこんでしまう理由となること。第3に女性たちが「無能」扱いされることが、子どもにも伝わり、学校に母親が来ることを嫌がるなど、自尊心が保てなくなることであ

る。これらの積み重なりが、「外国人であること、女性であること、フィリピン人であることなど、自己の存在のすべてを否定されてしまうことで、女性たちは無力感に陥る」(移住連、2011：32)という。LAでは生きていけないと語った日本人女性は、まさにこの状態に陥っていたのではないか。ハーグ条約の案件でも、DVの被害にあった女性を追跡調査したアメリカでの研究によれば、アメリカ人女性ですらも異国の地においてDV被害に会えば、決死の覚悟でアメリカへ子を連れ去っていることがわかる(Lindhorst & Edleson, 2012)。

〈つながる〉ことで、現在では、娘とともに地方のシェルターをもつNPOでタガログ語の電話相談を担当しているフィリピンからの結婚移住女性、Iさんの事例を紹介したい¹⁴⁾。90年代フィリピンの日系企業で働いていたIさんは、大家族の中で育った。特に祖父が権限をもち、祖父が生きている間は、孫たちに女性であれ、教育を受けさせた。だが、祖父の急逝とともにIさんの人生は狂い始めたのだという。フィリピンで知り合った日本人男性と結婚、東京近郊の、その当時比較的外国人が多く暮らしていた都市で専業主婦を始める。だが、会話をするのは夫だけという毎日に、カーテンを閉め切り、部屋の隅に蹲るようになる。やがて、DVを受けるようになった。市役所へ行った際、タガログ語の相談窓口があることを知る。日本でも歴史のあるシェルターをもつNPO(1986年設立)の相談員が担当をしていた。離婚後、どこか遠くへ行き

たいという I さんのリクエストに、現在暮らす地方都市の NPO（1997年設立）を紹介された。DV 被害者を救済するシェルターがあり、外国人を受け入れることも行っている NPO どうしが〈つながる〉ことで、彼女は新幹線に乗って、新たな人生をスタートさせた。何事も前向きに頑張る彼女を、周囲は支えていく。縁もゆかりもなかった地にフィリピンにいる娘を迎えるところまで生活を安定させていった。現在では、その娘とともに相談員として活躍している。

かつて DV の被害者だった彼女が、経験を生かし、同じ境遇に直面した同国人女性の相談にのりながら、支援してくれた NPO と連携しながら地方都市でたくましく生きている。

3. 再就職先としての再生産労働市場

介護保険法が国会に提出され、2000年に成立した。また、2004年の介護労働の派遣化とともに、在日フィリピン人を対象とするホームヘルパー 2 級講座が、名古屋、東京、大阪、福岡、新潟で開催された。これは、日本人配偶者をもつフィリピン国籍の女性が、再就職先として介護市場への参入の動きとして注目されている。

国際結婚のなかでもフィリピン女性は、興行ビザによる就労を経験してから、「日本人の配偶者」等へ移行する確率が高い。興行ビザの審査が2005年に厳格化する前の2000年の国勢調査では、未婚時日本における労働率は 81.7% であるが、有配偶になると 31.9% まで落ち込み（大曲他、2011a : 22）、離別した

後の労働力率は、81.1%（移住連、2011 : 34）にまであがる。2012年の『人口動態統計』では、フィリピン人女性と日本人男性の結婚は、3,517件であるのに対し、同年の離婚は3,817件と300件も離婚のほうが多い。離婚後も、フィリピンに帰国するという道を選ぶことなく、シングル・マザーとして日本に定住する母子も多い。2008年 6 月の最高裁判決は、生後認知の日比婚外子に日本国籍を認め、2009 年の改正国籍法施行により、生後認知で国際婚外子が日本国籍取得可能となったのである。これは「海外在住の婚外子が将来的に日本へ移住できる可能性を作る」ものであり、高畠幸は、この2009年の国籍法改正を『じやばゆきが産んだ、父親のいない子』という周縁化された対象から、日本という国民国家の構成員という中心的な存在へと転換させる。これは、日本におけるフィリピン人の位置づけが大きく変わる、いわば規範の転換期（高畠、2011b : 68）であると位置づけている。つまり、結婚移住女性とは異なる、親密な関係性を持った母子が、日本へ移住し、母子家庭を営むケースも増加しうるということである。

在日フィリピン人介護研究会は『2008在日介護者調査報告書』（2010）において、調査対象者の45.9%が日本人の配偶者であり、19.1%がシングル・マザーであったと報告している。

2000年の国勢調査では、フィリピン人単身世帯の21.9%は生活保護世帯であることがわかっている（大曲他、2011a : 13）。厚生労働省の「被保護者全国一斉調査」によると、世

帶主がフィリピン籍の場合、2008年の生活保護受給世帯2841世帯のうち、母子世帯が2,382世帯と約83.8%を占めている（大曲他、2011a：22）。

『2008在日介護者調査報告書』のインタビュー調査からは、フィリピン人女性の高齢化とともに、就労チャンスが限られていることもあるが、フィリピン人女性よりもさらに高齢である日本人の夫の心配もある。自分が先だったとき、妻はこの国で暮らしていけるだろうかという心配である。「やはり日本の中でやっていく上でね、やはり資格があることが、彼女のプライドになるだろうと思ったのが（介護資格取得の）一番（の理由）」（フィリピン人女性Aさんの日本人夫、50代 2009年6月21日 インタビュー、高畠、2010c：26）であり、国籍に関係なく資格取得可能なのが、ホームヘルパー2級（2013年3月末でホームヘルパー2級は廃止され、同年4月から介護初任者研修となり、修了試験に合格することが資格取得のためには必要となった。）であるという。このように、定住が長期化する上で、持続可能な生活のための布石を打とうと努力している姿も浮かび上がる。

『2008在日介護者調査報告書』のアンケート調査からは、介護労働にやりがいや、社会的評価を求めていることが明らかになった。「国籍の違うお年寄りを自分が介護することで、多いに（その人の）助けとなっていることを、私は自覚しているからです。」（フィリピン人女性、30代、高畠、2010c：26）という言葉は、東日本大震災が「対等な関係」と

して援助したいという定住外国人の思いとつながる。だが、職場では、差別や偏見に、同僚からも、介護サービス利用者からも受けていることがあきらかとなっている。「フィリピン人エンターティナーの悪いイメージが理由で、日本人は常に私たちを悪い人間など見なします。私たちは皆同じように扱われるべき人間なのです」（フィリピン人女性、30代、高畠、2010c：29）という言葉からは、フィリピン人女性が興行ビザで長期にわたって日本で就労していたことへのまなざしが、一般的の日本人にも浸透し、差別意識の一部となっていることがうかがえる。

彼女たちの介護労働市場への参入とほぼ同時期に、日本政府は前述したように、インドネシア（2008年～）、フィリピン（2009年～）、ベトナムと看護師・介護福祉士候補生に関する経済連携協定（EPA）を結び、受け入れを開始している。しかし、日本人と同じ国家試験を受け合格しない限り、日本での正規の就労機会はない。例えば、看護士候補生の国家試験合率は、2009年0%、2010年1.2%、2011年4.0%、2012年11.3%、2013年9.6%である。2013年は一般受験者の5時間20分という試験時間に対し、日本語の習得と就労しながら勉強しなくてはならないハンディを考慮し7時間に延ばした。しかし合格率は1割にもみたない（朝日新聞 2013年3月26日）。

4. 日常に潜む心の壁と相対的剥奪

出産にともない一度離職した日本人女性ですら、パート就労へと追いやられる。そこに

外国人既婚女性が参入したときの既婚日本人女性の反応を、ナカマツ・トモコの論文から紹介したい。

中年の日本人おばさんってほんとうに厭らしい。外国人だって知っている。彼女たちは言わないけど私たちを好きではないわ。一度ね（サンドイッチを作る前に）手を洗っていないって日本人女性が私を批難したの。だから言ってやった。「誰のこと？ 見てなかったの？ 見てないでしょうね。子どもじゃあるまし、そんなこと（衛生のことについて）知っているわよ。バカじゃない」って。このおばさんは「あら、日本語わかるのね」だって。私たちが日本語が判らないときは本当に厭らしいの。外国人だから不公平に扱うのよ。あなたが黙るまでその手を緩めないわ。いいことなんかないのにね。彼女たちは、私をいまでは知っているから何もいわなくなってきたけどね。

(Nakamatsu, 2003 : 193) 日本語訳嘉本

上野千鶴子が『女たちのサバイバル作戦』のなかで、社会学の概念である相対的剥奪を「みんな同じ境遇なら不幸にも耐えられるのにそのなかに格差が生まれてほかのひとと自分の境遇を比べるようになると、比較対象として選んだ相手（準拠集団）との落差が、剥奪感として強くかんじられるようなる」（上野、2013 : 83）と説明しているが、フィリピン人既婚女性へのいじめは、まさに日本

人既婚中年女性の相対的剥奪を表しているといえよう。日本人どうしてあれば、既婚女性の就労先は学歴がどうであれ、同一労働同一賃金が約束されるパート就労である。みな同じという境遇には耐えられても、その「みな」に外国人女性が入ると、〈均衡〉が崩れる。余所者の移動による相対的剥奪感は、日常的に「心の壁」を形成するおそれがある。

ナカマツ論文からの引用箇所を授業で紹介すると、「先生、外国人の賃金は日本人と同じなのですか？」という質問を学生から受けた。「コンビニでアルバイトをしている留学生さんらしき外国人のアルバイト代と、あなたのバイト代は違うのですか？」と聞くと、同じだと思うと答える。外国人だから賃金は低いに違いないという「思い込み」が、日本人も外国人も時給は同じという現実につきあたると、手を洗ったかどうかでいじめがおこる。ナカマツは彼女たちの学歴が低いことをあげていたが、いじめの要因は相対的剥奪感にあると思われる。

さらに、既婚女性の賃金は低いだけでなく、女性の労働賃金を低いものとして想定する傾向が、女子学生にはある。「36歳の私の1日」というシートを、大学1年生の4月の最初の講義で毎年書かせている。就職、結婚、出産を想定させ、36歳のときの家族の朝起きてから夜寝るまでのを描く。パートナーの年収を800万円、総合職を希望しながら、女子学生が想定した年収は400万円であった。総合職の自分は17時に帰宅している。だが、夫は21時まで残業のようだ。つまり、4時間の残業

代が年収400万円の賃金格差を生み出しているようなのだ。これが女子学生のジェンダー化された「希望の36歳」なのである。さらに、帰宅後25時まで家事労働を引き受けている。泥舟などとは思っていない日本社会の中で、泥舟のような家族を描く。「希望」として。

おわりに

移住連貧困プロジェクト『日本で暮らす移住者の貧困』の冒頭で、いわゆる「ロストジェネレーション」世代に属している高谷幸は、若年層の貧困問題や生活の脆弱性を自分自身の問題として感じてきている。移住者が抱える貧困や生活の脆弱性は「マイノリティ問題」というよりも一自らがもつ数々の特権を脇に置くという不遜を承知でいえば一同社会構造のなかで生きるものが被る課題のように思われたと述べている（移住連、2011：3）。近代家族規範のなかで育ったであろう若者たちが、グローバル化とともに吹き荒れる新自由主義と高まるナショナリズムの嵐の中で、規範を相対化しつつ〈つながろう〉としている。他者の痛みを自分のこととして受け取れる〈おもいやり〉こそ、〈おもてなし〉を超えた多文化共生に必要なのではないだろうか。余所者が移動することで生じる相対的剥奪感という痛みを、〈つながる〉勇気に昇華できるのか。結婚移住女性であろうと、なかろうと、この日々のささやかな積み重ねこそ、地震や、離婚という非常時への備えであり、リアルなセーフティ・ネットの構築に〈つながる〉。

備 考

科学研究費補助金 基礎研究(A)「アジアにおける結婚・離婚移住ネットワークの多方向性と還流性に関する実証研究」研究代表者：石井香世子（東洋英和女子大学）、課題番号 232510060001（平成23年度～平成25年度）の分担助成金によって行われた研究成果である。記して感謝したい。

〈注〉

- 1) 東京外国语大学のアジア・アフリカ研究所の研究会「東・東南アジアにおける地域間越境移住の人類学」（2010～2012年度）や、代表者石井香世子先生（東洋英和女子大学）科学研究費基礎研究(A)「アジアにおける結婚・離婚移住ネットワークの多方向性と還流性に関する実証研究」（2011～2013年度）のメンバーに加えて頂き、多くの知見を得た。本稿はこれらの助成金で研究をおこなった成果でもある。研究会を通して様々な助言を頂いた。
- 2) 『人身売買報告書』は、駐日アメリカ大使館のホームページに日本語訳も閲覧できる。
(<http://japan.usembassy.gov/tj-main.html>)。
- 3) 厚生労働省ホームページ 外国人雇用対策〈インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて〉2013年12月5日アクセス
インドネシア人については <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other21/index.html>
フィリピン人については <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/index.html>
- 4) 外務省ホームページ『海外在留邦人数調査統計』2013年10月25日閲覧 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html
- 5) なお、この言葉の壁、心の壁、制度の壁は災

- 害時により高くなると2013年11月30日開催の「とうほく移住者フォーラム2013」の参加者であった中国女性からも発せられたという。2013年12月8日開催シンポジウム鄭暎惠報告。
- 6) ABC News は “Abducted to Japan: Hundreds of American Children Taken” と題して報道し、インターネット上でも動画で閲覧できる。
<http://abcnews.go.com/International/abducted-japan-hundreds-american-children-returned/story?id=12898351>
- 7) FBI のホームページ <http://www.fbi.gov/wanted/parent> 2012年11月30日にアクセス時、3人の日本人女性の写真を確認した。
- 8) 2012年8月31日ロサンゼルスにて。
- 9) 2013年11月5日に開催された立命館大学産業社会学部共同研究会第7回「日本人女性とハーグ条約問題：グローバル化の中での文化摩擦」において、野口洋美（カナダ・ヨーク大学院生）「カナダにおける共同親権の歴史と現状」、嘉本伊都子（京都女子大学教授）「ハーグ条約に関する北米レポート」の2報告の後の、討論の場にて。野口洋美氏は筆者 ILVP プログラムでワシントン滞在していた際、カナダから訪ねてくれた。その際に行ったインタビューでは、自らの経験やハーグ条約についてカナダ在住の邦人の反応を語ってくれた。
- 10) このインタビューは2012年9月18日付『羅府新報』に「ハーグ条約について 専門家招き座談会 国際結婚者が意見交換」と題して吉田純子記者が報じてくれた。場所を提供して下さった飯沼信子氏に感謝したい。飯沼信子氏は明治期の国際結婚についてノンフィクション作品を多数手がけている。
- 11) 松尾によると「海外から相談を寄せる彼女たちには移住当初、自らの身分が“移民”であるという意識はほとんどないようだ。外国人配偶

者についてきただけ、といった程度の認識しか抱いていないことが多い。ところが、現地で彼女たちに注がれる周りの視線はまったく違う。配偶者の実家から、『彼女はいったいいつか働き始め、いつになったら、この社会のやり方に従ってくれるの？』といった疑問がわき起るあたりから、本人たちは、外国人としての『甘え』が許されないことをいやというほど思い知るのである」という（松尾、2005：123）。

- 12) 厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告書」から内閣府作成のもの。内閣府男女共同参画局『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書』に添付されている「資料1 参考図表」のなかの図表65（95頁）より。
<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kanssieikyo/iken/pdf/200909-2.pdf> (2013年12月1日閲覧)
- 13) 内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/pdf/2012soudan.pdf (2013年12月1日閲覧)
- 14) 2013年8月6日嘉本によるインタビュー調査。

〈参考文献〉

- Jones, Colin P.A, 2012 “Divorce and Child Custody Issues in the Japanese Legal System” AMERICAN VIEW (WINTER 2012)
<http://amview.japan.usembassy.gov/e/amview-e20120201-02.html>, 2013年1月20日閲覧
- Lindhorst, Taryn and Edleson, Jeffrey 2012 *Battered Women, Their Children and International Law; The Unintended Consequences of the Hague Child Abduction*

- Convention*, Northeastern University Press,
Boston
- Nakamatsu Tomoko 2003 "International Marriage through Introduction Agencies: Social and Legal Realities of 'Asian' Wives of Japanese Men", in Nicola Piper and Mina Roces eds. *Wife or Worker? Asian Women and Migration*, Rowman & Littlefield publishers: 181–202
- Parrenás, R.S., 2001 *Servants of Globalization: Women, Migration, and Domestic Work*, Stanford Univewrsity Press
- Weiner, Merle H., 2000 "International Child Abduction and the Escape from Domestic Violence", *Fordham Law Review* 69(2), 593–706
- 移住連貧困プロジェクト編 2011 『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社
- 李善姫 2011 「災害と外国人女性達—ジェンダー平等と多文化共生の主流化をめざして—」東北大学グローバル COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」GEMC ジャーナル編集委員会『GEMC journal』5, 6–20
- 李善姫 2012a 「グローバル時代の仲介型結婚移民—東北農村の結婚女性たちにおけるトランスナショナル・アイデンティティ」, 李善姫, 中村文子・菱山宏輔編・大西仁・吉原直樹監修『移動の時代を生きる一人・権力・コミュニティ』東信堂: 3–41
- 李善姫 2012b 「ジェンダーと多文化の狭間で：東北農村の結婚移民女性をめぐる諸問題」東北大学グローバル COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」GEMC ジャーナル編集委員会『GEMC journal』7, 88–10
- 李善姫 2012c 「『多文化ファミリー』における震災経験と新たな課題—結婚移民女性のトランスナショナル性をどう捉えるか」, 鈴木恵理子 編 駒井洋監修『移民ディアスpora年報2 東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店
- 伊豫谷登士翁編 2013 『移動という経験—日本における「移民」研究の課題』有信堂
- 上野千鶴子 2013 『女たちのサバイバル作戦』文芸新書
- 大曲由起子, 高谷幸, 樋口直人, 鍛治致, 稲葉奈々子 2012a 「『移住者と貧困』をめぐるアドボカシー—移住連貧困プロジェクトの取り組みから—」『多言語多文化実践と研究』4, 4–22
- 大曲由起子, 高谷幸, 鍛治致 2012b 「在学率と通学率から見る在日外国人青少年の教育—2000年国勢調査データの分析から」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』8, 31–38
- 大曲由起子, 高谷幸, 鍛治致, 稲葉奈々子, 樋口直人 2011a 「家族・ジェンダーからみる在日外国人：2000年国勢調査の分析から」『茨城大学地域総合研究所年報』44: 11–25
- 大曲由起子, 高谷幸, 鍛治致, 稲葉奈々子, 樋口直人 2011b 「在日外国人の仕事：2000年国勢調査データの分析から」『茨城大学地域総合研究所年報』44, 27–42
- 落合恵美子 1997 『21世紀家族へ』有斐閣
- 嘉本伊都子 2008a 『国際結婚論!? 歴史編』法律文化社
- 嘉本伊都子 2008b 『国際結婚論!? 現代編』法律文化社
- 賽漢卓娜 2011 『国際移動時代の国際結婚』勁草書房
- 在日フィリピン人介護者研究会 2010 『2008在日フィリピン介護者調査報告書』在日フィリピン人介護者研究会
- ジョーンズ, コリン P. A. 2011 『子どもの連れ去り問題 日本の司法が親子を引き裂く』平凡社新書

- 鈴木江理子 2012 「東日本大震災が問う多文化社会・日本」2012 駒井洋監修・鈴木江理子編著『移民・ディアスボラ研究2 東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店, pp.9-32
- 関陽子 2001 『国際結婚《危険な話し》』洋泉社
ソルニット, レベッカ, 高月園子訳 2009=2010
『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房
- 高谷幸, 大曲由起子, 樋口直人, 鍛治致 2013a
「2005年国勢調査からみる在日外国人女性の結婚と仕事・住居」『文化共生学研究』12, 39-63
- 高谷幸, 大曲由起子, 樋口直人, 鍛治致 2013b
「2005年国勢調査にみる外国人の教育—外国人青少年の家庭背景・進学・結婚—」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』35, 59-76
- 高谷幸, 大曲由起子, 樋口直人, 鍛治致 2013c
「2005年国勢調査にみる在日外国人の仕事」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』35, 39-58
- 高畠幸 2008 「在日フィリピン人と加齢：名古屋の高齢者グループを手がかりとして」『国際開発研究フォーラム』37, 59-75
- 高畠幸 2009a 「在日フィリピン人の介護人材育成—教育を担う人材派遣会社」『現代社会学』10, 85-100
- 高畠幸 2009b 「在日フィリピン人介護者—一足先にやって来た「外国人介護労働者」(特集 ケアの未来—介護・労働・市場)」『現代思想』37(2), 106-118
- 高畠幸 2010a 「ニューカマー外国人の加齢・高齢化—在日フィリピン人の事例から (特集 暮らしの安心・安全の再構築—中間集団による防衛は可能か)」『社会分析』37, 47-60
- 高畠幸 2010b 「在日フィリピン人介護者調査 (特集 外国人をめぐる調査)」『社会と調査』4, 26-33
- 高畠幸 2010c 「在日フィリピン人の介護労働参入：資格取得の動機と職場での人間関係を中心に」(特集I) 包摶と排除のアポリアー多文化状況でのエスニック・アイデンティティ)」『フォーラム現代社会学』9, 20-30
- 高畠幸 2011a 「外国人ケア労働者をケアするのは誰か—経済連携協定により受け入れたフィリピン人介護士候補者をめぐって (特集 ケアの社会学／社会学的ケア—相互更新としてのケアのケアの可能性)」『社会分析』38, 43-60
- 高畠幸 2011b 「在日フィリピン人社会の現状分析—第一世代の加齢・高齢化と新日系人の流入を中心に」『部落解放研究』17, 67-83
- 高畠幸 2012 「在日フィリピン人研究の課題：結婚移民の高齢化を控えて」『理論と動態』5, 60-78
- 武田里子 2011 『ムラの国際結婚再考』めこん出版
- 武田里子 2013 「震災以後の『農村花嫁』」『現代思想』41-12 : 220-229
- 棚村政行 2007 「別居・離婚をめぐる親権・監護法制の国際比較Ⅰ アメリカ1」財団法人日弁連法務研究財団 総論の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編『子どもの福祉と共同親権 別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較研究』日本加除出版
- 棚瀬一代 2007 「別居・離婚をめぐる親権・監護法制の国際比較Ⅱ アメリカ2」財団法人日弁連法務研究財団 総論の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編『子どもの福祉と共同親権 別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較研究』日本加除出版
- 東北学院大学郭基煥研究室・外国人被災者支援センター 2012 『石巻市「外国人被災者」調査報告書 2012年』
- 野口ひろみ 2007 『離婚駆け込み寺 住職からのメッセージ』静岡新聞社

朴鐘碩・上野千鶴子ほか著 崔勝久・加藤千香子

編 2013『日本における多文化共生とは何か—
在日の経験から』新曜社

パレーニヤス、ラセル・S著 小ヶ谷千穂訳,
2002「グローバリゼーションの使人人 ケア労
働の国際的移転」『現代思想』30(7), 158–181
松尾寿子 2005『国際離婚』集英社新書 集英社
山下祐介 2013『東北発の震災論』ちくま新書
柳蓮淑 2013『韓国人女性の国際移動とジェン
ダー グローバル化時代を生き抜く戦略』明石
書店

Marriage Migrants and “Multicultural Coexistence” from the Perspective of Extraordinary Events: Great Earthquakes and Divorces

KAMOTO Itsuko

〈Summary〉

The year of 2008 was a significant turning point for *kokusai kekkon*, literally international marriage. In the same year Mr. Obama was elected as the president of U.S.A., before that Beijing Olympic Games and the Lehman shock had occurred. Focusing on two specific extraordinary events in life: one being the great earthquakes of Japan and the other being divorce, this paper will clarify the trends of intermarriages between foreigners and Japanese have changed since 2008. The Third Basic Plan for Gender Equality was announced in 2009 and it would provide support to women who face multiple additional challenges due to having disabilities or being foreign residents of Japan. Thanks to this basic plan for rebuilding employment and safety nets, it made it possible to find people who were vulnerable after the 2011 Tohoku earthquake which occurred off the Pacific coast. As for divorce, the related law for the International parental child abduction finally passed in the Japanese Diet in 2013. Through these extraordinary experiences in life, this paper will approach what is significant for marriage migrants and “multicultural coexistence” in Japan.

Keywords : Marriage migrants, multicultural coexistence, *kokusai kekkon*, great earthquakes, divorce, the Hague Convention, relative deprivation